

鳥労発基 0419 第1号  
令和5年4月19日

関係団体 各位

鳥取労働局長



鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の策定について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」（以下「厚生労働省計画」といいます。）を策定しました。

鳥取労働局では、これを踏まえ、「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」（以下「鳥取労働局計画」といいます。）を策定したところです。（概要：別添）

同計画では、労働災害防止等のために事業者等が取り組むべき事項並びに鳥取労働局及び管下労働基準監督署が取り組むべき事項等を定めております。

本計画の推進にご協力を賜りますとともに、下記ホームページに、同封の概要のほか、計画本文やリーフレット等の関係資料を順次掲載していきますので、厚生労働省計画及び鳥取労働局計画の内容について関係者への周知方にご協力お願い申し上げます。

記

1 鳥取労働局 第14次労働災害防止推進計画

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01643.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01643.html)



2 厚生労働省 第14次労働災害防止計画

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>

